

14. その他

障がい者歯科診療(予約制)

休日救急歯科診療所では、知的障害や発達障害など障がいの特性により、地域の歯科診療所を受診することが困難な方を対象に、予約制で診療を行っています。

診療日

- 診療日 毎週水曜日・木曜日（診療日が祝日、12月29日から1月3日の場合は休診）
- 診療時間 午後1時30分から午後3時30分まで
- 診療場所 休日救急歯科診療所（福島市森合町10番1号 福島市保健福祉センター 1階）

必要書類

- マイナンバーカード又は資格確認書 ●各種医療受給者証
- お薬を服用されている方はお薬の内容がわかるもの ●診療費(現金)

窓口

お問合せ…保健総務課 地域医療政策室 地域医療係 電話 572-7602 FAX 533-3315

歯とお口に関するガイド集「スマイルマウス」

障がいのある方や介護を必要とする方が、歯と口の健康を守ることができる環境づくりをめざし、歯科に関する情報を集めたガイド集を作成しました。

福島市のホームページからご確認いただけます。右下の二次元コードよりアクセス可能です。

概要

- 相談窓口について
- 障がい者歯科協力歯科医院一覧および訪問対応可能な歯科医院一覧
- 歯科の検診、健診について
- 研修会を開きたい場合の相談・依頼先について
- その他の情報提供窓口について



ホームページ公開場所

ホーム>組織から探す>健康福祉部>保健所 健康づくり推進課>健康増進係>歯とお口の健康>歯とお口に関するガイド集「スマイルマウス」

窓口

お問合せ…健康づくり推進課 健康増進係 電話 597-8616 FAX 525-5701

ふれあい訪問収集

家庭ごみを集積所まで持ち出すことが困難な高齢者または障がいのある方の世帯に対し、家庭ごみを戸別に訪問して収集し、あわせて安否確認する事業です。

対象者

- ①高齢者・障がいのある方の単身の世帯
- ②高齢者・障がいのある方のみで構成される世帯
- ③高齢者・障がいのある方の家族がおり、
虚弱者・年少者で構成されている世帯で、ごみを持ち出すことが困難な世帯
- ④その他市長が特に必要があると認めた世帯

利用者負担額

無料 ※事前にお申込み・面談が必要です

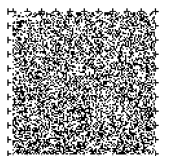
窓口

お問合せ…ごみ政策課 ふれあい訪問収集係 電話 544-0910 FAX 563-7290

申請窓口…ごみ政策課・各支所

福島県視覚障がい者生活支援センター

視覚障がい者の自立と社会参加の推進のため、生活、進学・就職、福祉制度の利用に関する相談、補装具・日常生活用具の展示や購入時の支援等を行っています。視覚障がい者ICTサポートセンター機能も担っています。



概要

- 職業自立、職場復帰等の相談支援 ●各種福祉制度の活用等に関する相談支援
- 補装具、日常生活用具の展示及び購入等支援
- 視覚障がい者ICTサポートセンター機能 ●行政機関等への相談に際しての窓口機能
- 文化活動・スポーツ活動の活動支援

窓口

お問合せ…福島県視覚障がい者生活支援センター

電話 535-5275 FAX563-1543 E-mail f-shien@nifty.com

おもいやり駐車場利用制度

福島県では、車いすマークのある駐車スペースの利用適正化を図るため、障がいのある方、要支援高齢者、難病患者、妊産婦、けが人の車の乗降が困難な方に利用証を発行し、当該駐車場利用の際に掲示を求める「おもいやり駐車場利用制度」を実施しています。（平成21年7月施行）

利用証の交付対象者

利用証



区 分			範 囲
身 体 障 害 者	視覚障害		4 級以上
	平衡機能障害	聴覚障害	該当なし
		平衡機能障害	5 級以上
	音声機能、言語機能又はそしゃく機能障害		該当なし
	肢体不自由	上肢機能障害	2 級以上
		下肢機能障害	6 級以上
		体幹機能障害	5 級以上
	脳原性運動機能障害	上肢機能障害	2 級以上
		移動機能障害	6 級以上
	内部障害（心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、肝臓）		4 級以上
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		4 級以上	
知的障害者		A（最重度）	
精神障害者		1 級	
要支援高齢者		要支援又は要介護者	
難病患者	指定難病（特定）医療受給者		
	特定疾患医療受給者		
	小児慢性特定疾病医療費受給者		
妊産婦		妊娠 7 カ月～産後 3 カ月	
けが又は病気		車いす、杖等使用期間	

手続

以下の「申請に必要なもの」をご持参の上、所定の窓口で交付申請をしてください。

●福島県障がい福祉課または県北保健福祉事務所保健福祉課で交付申請をする場合

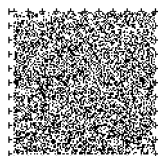
利用証の即日交付が可能のため、切手・返信用封筒は必要ありません。

ただし、妊娠7カ月以前の妊産婦が申請する場合は、対象期間（妊娠7カ月～産後3カ月）に入っていないため、後日送付となります（切手・返信用封筒が必要です）。

●福島市役所障がい福祉課、各支所窓口で交付申請をする場合

利用証の即日交付はできません（3週間程度かかる場合があります）。

後日、利用証が送付されるため、切手・返信用封筒が必要です。



必要書類

1. 次の確認書類のうちいずれか1つ

- 身体障害者手帳 ●療育手帳 ●精神障害者保健福祉手帳 ●介護保険被保険者証
- 特定疾患医療受給者証または指定難病（特定）医療費受給者証 ●母子健康手帳
- 医師の診断を記載した書面（けが又は病気の場合）

※「小児慢性特定疾患患者」については、例外的に「難病患者」の区分で交付されます。

その際の確認書類は「小児慢性特定疾病医療費受給者証」です。

2. 本人確認書類（身分証明書）

- 妊産婦・けが又は病気での申請の方・・・本人の身分証明書
- 代理申請の場合・・・代理人の身分証明書

※妊産婦またはけが・病気の人の申請で、かつ代理申請の場合は、本人と代理人の本人確認書類を両方お持ちください。

3. 返信用封筒

- 封筒（角2：A4サイズ） ●140円切手

窓 口

福島県お問合せ…福島県障がい福祉課 共生社会担当 電話 521-7170

申請窓口…福島県障がい福祉課、県北保健福祉事務所保健福祉課

福島市お問合せ…福島市役所障がい福祉課 障がい庶務係 電話 525-3748 FAX 533-5263

申請窓口…福島市役所障がい福祉課、各支所

いきいき！ふくしまーケット

福島市では障がい者施設で作られた商品の販売を行う「いきいき！ふくしまーケット」を市役所市民センターや市内各種イベント等で実施しております。福島市公式ホームページでも開催日や、障がい者施設で作られた商品や受注可能な業務を紹介しています。



「いきいき！ふくしまーケット」のホームページ

窓 口

お問合せ…障がい福祉課 障がい庶務係 電話 525-3748 FAX 533-5263

申請窓口…障がい福祉課

ポッチャ用具の貸出

腰の浜会館では障がいのある方や関係する団体や施設等を対象にポッチャ用具（ボール一式・レク用コートシート）の貸出を無料で行っています。レクリエーションやイベント等でご活用ください。

なお、腰の浜会館1階会議室でポッチャをご利用いただけます。

ポッチャとは…

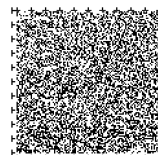
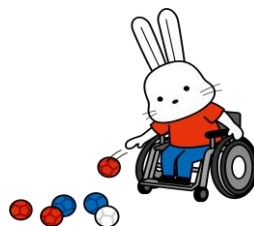
ヨーロップで生まれたポッチャは、重度脳性麻痺者もしくは、同程度の四肢重度機能障がい者のために考案されたスポーツで、パラリンピックの正式種目です。

老若男女、障がいのあるなしにかかわらず、すべての人が一緒に、そして競い合えるスポーツです。

窓 口

お問合せ…腰の浜会館 電話 533-5261 FAX 533-5262

申請窓口…腰の浜会館



市営住宅の申し込み

1～4級の身体に障がいのある方、1～3級の精神に障がいのある方または同程度の知的障がいのある方がいる世帯は、市営住宅の入居申し込みの際、一般世帯よりも月額所得の入居資格基準が緩和されます。

市営住宅の入居資格等については、福島市営住宅管理センターまでお問い合わせください。

窓 口

お問合せ…福島市営住宅管理センター 電話 525-3757 FAX 533-0026

申請窓口…福島市営住宅管理センター

早期教育相談

次年度小学校入学を迎えるお子さんの就学についての悩みや、どのような就学が望ましいのか相談したい、という保護者の方を対象に早期教育相談を行っています。

対 象 者 次年度福島市立の小学校に入学予定のお子さんとその保護者

受付期間 4月1日から6月中旬

受付方法 直接申込書持参

相談実施時期 5月初旬から9月末日

相談場所 市総合教育センター等

窓 口 お問合せ…総合教育センター（教育研修課） 電話 536-6500 FAX 533-2033
申請窓口…総合教育センター（教育研修課）

職場適応訓練

障がいのある方を「職場環境に適応することを容易にさせる」ことを目的に、委託事業所内で実施訓練を行い、訓練修了後引き続き雇用する制度です。

訓練期間6ヵ月以内（状況により1年の場合もあります。）訓練期間中は訓練手当が支給されます。

窓 口

お問合せ…ハローワーク福島（福島公共職業安定所） 電話 534-4121 FAX 534-0423

申請窓口…ハローワーク福島（福島公共職業安定所）

職業訓練施設 障害者職業能力開発校

職業に必要な技能・知識を身につけ、在学中から職業相談を行い、就職をめざします。
近県では宮城障害者職業能力開発校があります。

対 象 者

●身体に障がいのある方で高卒または同等以上 ●知的に障がいのある方で中卒または同等以上

費 用

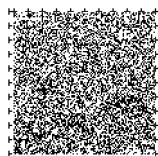
無料（期間は1年です） ※ただし、入寮者の寮費及び食費は自己負担となります。

また、訓練期間中は訓練手当が支給される場合もあります。

窓 口

お問合せ…ハローワーク福島（福島公共職業安定所） 電話 534-4121 FAX 534-0423

申請窓口…ハローワーク福島（福島公共職業安定所）



選挙での投票方法

不在者投票

1. 郵便等(在宅)投票

障がいの種類・程度により、自宅などから郵便を使って投票することができます。

※事前に申請をして「証明書」の交付を受ける必要があります。

郵便等投票のできる方

福島市の選挙人名簿に登録されている方で、下記のいずれかに該当する方

【身体障害者手帳をお持ちの方】

- 両下肢・体幹・移動機能 …… 1級～2級
- 心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸 …… 1級又は3級
- 肝臓・免疫機能 …… 1級～3級

【介護保険の被保険者証をお持ちの方】

- 要介護5 ※戦傷病者手帳をお持ちの場合は、お問合せください。

代理記載のできる方

郵便等投票のできる方で、かつ下記の障がいがある方

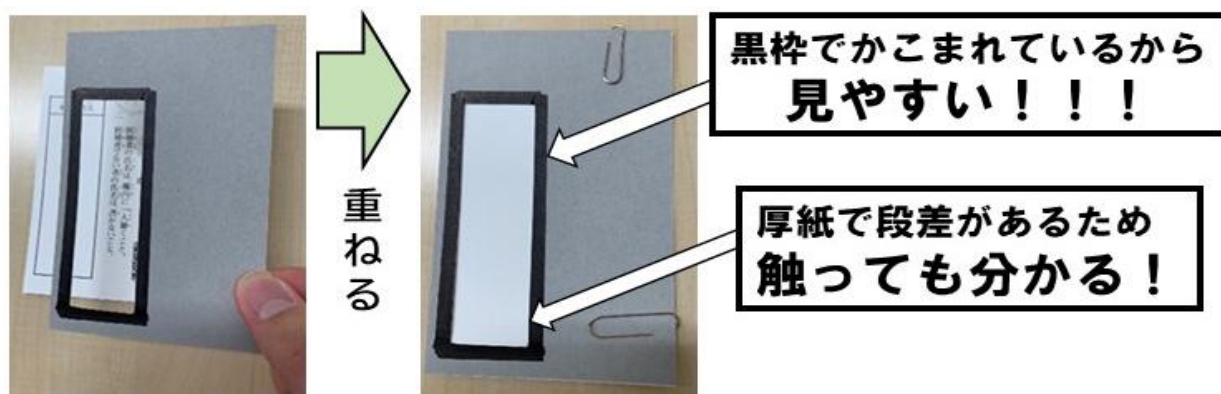
- 上肢又は視覚 …… 1級(身体障害者手帳)

2. 施設での不在者投票

指定された医療機関等に入院・入所中の場合、その施設内で不在者投票を行うことができます。

投票所での投票 ※係員までお申し出ください

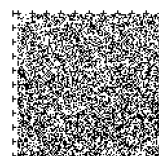
- (1)点字投票……視覚障がいのある方で点字を利用できる方は、点字で投票を行うことができます。
- (2)代理投票……何らかの理由で自書できない方は、係員が代理で投票用紙に記載します。
- (3)車いす利用者の介助……車いす等の利用で介助が必要な方は職員がお手伝いします。
- (4)コミュニケーションボード……聴覚に障がいのある方、言葉の発声が困難な方が、困っていること手伝ってほしいことを指さして職員に伝えることが可能です。
- (5)投票補助具……目の不自由な方や弱視の方などの投票用紙の記入をサポートする補助具があります。記入すべき場所がはっきり分かることに加え、手で触っても分かるつくりになっています。



窓 口

お問合せ…福島市選挙管理委員会事務局 電話 525-3777 FAX 535-2901

申請窓口…福島市選挙管理委員会事務局



あんしんサポート

精神障がい等により判断能力が十分でない方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等を行う事業です。

対象者

認知症や知的・精神障がいなどで判断能力が十分でなく、本事業の利用を希望する方。

※施設や病院に入所、入院している方でも利用の対象となります。

※身体障がいのみで判断能力が十分な方は、利用の対象なりません。

窓口

お問合せ…福島市社会福祉協議会 電話 533-3341 FAX 533-8879

申請窓口…福島市社会福祉協議会

生活福祉資金の貸付け

低所得世帯、障がいのある方の世帯（身体・知的・精神に障がいのある方の属する世帯）または高齢者世帯に対し、資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とします。担当民生委員へ相談のうえ福島市社会福祉協議会へお申込みください。

窓口

お問合せ…福島市社会福祉協議会 電話 533-3341 FAX 533-8879

申請窓口…福島市社会福祉協議会

緊急通報装置設置支援事業

緊急通報装置（固定電話型、携帯電話型）

緊急時に設置型もしくはペンダント型の緊急通報装置のボタンを押すと、緊急通報受信室へ通報されます。緊急通報受信室から折り返し利用者宅へ電話を入れ、状況を確認します。状況により救急車の手配や家族、緊急通報協力員への連絡などの対応をおこないます。また、月に1度は緊急通報受信室から連絡を取り、利用者の状況確認をおこないます。なお、施設入所等の理由により、取り外しが必要になった場合は取付事業所へご返却いただきます。

対象者 ※以下の①、②の両方に該当する方が対象

① 65歳以上の一人暮らし世帯または身体障害者手帳1級/2級の所持者で、市県民税非課税の方。日中独居の場合は、対象外。（同居人がおり、夜間等に同居人の支援を受けられる場合）

② 心疾患等により発作の恐れがある、日常生活動作の低下（要介護2以上）、不安神経症等の精神疾患があり不安緩和の必要がある、のいずれかの要件に該当する方。

窓口

お問合せ…長寿福祉課 長寿支援係 電話 525-7657 FAX 526-3678

申請窓口…長寿福祉課 長寿支援係 オンライン申請はこちら ⇒



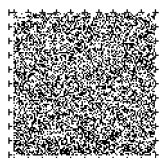
福祉事業所情報共有ホームページ

福祉事業所の相互連携と情報利便性の向上を目的として、福島県県北地域の障がい者支援事業所・グループホームなどのお役立ち情報をリアルタイムで発信しています

ホームページURL f-ntwk.jp ▶

窓口

お問合せ…福島地域福祉ネットワーク会議 電話 090-6553-1584



バリアフリー推進パートナー

福島市では東京 2020 大会を契機に、官民一体となったハード・ソフト・心のバリアフリーを実践することにより、本市への訪問者にとっても、そして市民にも喜ばれる「誰にでもやさしいまち ふくしま」の実現を目指すとともに、この官民一体となった行動をレガシー（次世代に誇れる遺産）の一つとして次世代へ繋いで行きたいと考えています。

これらの実現のためには、バリアフリーをより身近に感じていただき、1 人ひとりが理解することが重要となることから、福島市が進めるバリアフリーの取り組みに賛同いただいた企業や団体にバリアフリー推進パートナーとして登録いただき、職場や地域からバリアフリーへの理解を深める取り組みを進めていきます。

バリアフリー推進パートナーの登録状況 (R8. 3. 31 現在)

①保育園・学校・大学	88 団体
②一般企業	103 団体
③NPO 法人	29 団体
④行政機関	6 団体
⑤自治振興協議会	28 団体
⑥その他各種団体	67 団体
合 計	321 団体

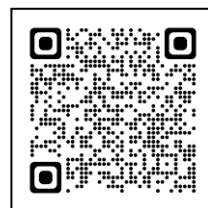


▲バリアフリー推進パートナー
のステッカー

※最新の登録状況、登録団体を確認される場合は、右側の QR コードから
福島市ホームページへアクセスしてご確認ください。

窓 口

お問合せ…共生社会推進課 地域共生係 電話 572-3948 FAX 533-5263
申請窓口…共生社会推進課 地域共生係



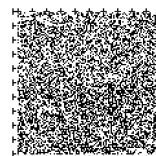
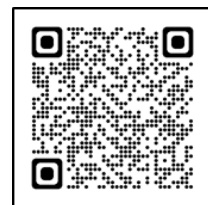
福島市バリアフリーマップ

福島市内のバリアフリー化した施設や設備の情報をウェブ上で検索できる
「福島市バリアフリーマップ」を公開しています。

お出かけ時に便利なバリアフリー情報を発信していますので、
右側の QR コードからスマートフォン等でアクセスしてご利用ください。

窓 口

お問合せ…共生社会推進課 地域共生係 電話 572-3948 FAX 533-5263

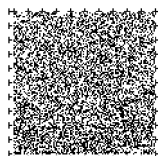


障害者マークの紹介

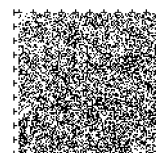
障がいに関するマークいろいろご存知ですか？

障がいのある方に配慮した施設であることや、それぞれの障がいについて分かりやすく表示するため、いろいろなマークがあります。これらは国際的に定められたもの、各障がい者団体が独自に提唱しているものと様々ですが、主なものをご紹介します。(順不同)

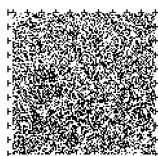
マーク	マークの説明
	<u>ヘルプマーク・ヘルプカード</u> ヘルプマークは、義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、東京都が作成したマークで全国の自治体で作成配布を行っています。 ヘルプカードは、障がいのある方などが災害時や日常生活の中で困ったときに、周囲に自己の障がいへの理解や支援を求めるためのもので、緊急連絡先や必要な支援内容などが記載できます。ヘルプマークやヘルプカードを身に着けた方を見かけた場合は、電車・バスの中で席を譲る、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。 ヘルプマーク及びヘルプカードは障がい福祉課、保健所感染症・疾病対策課、長寿福祉課、支所及び出張所において無料で配布を行っております。 お問い合わせ・・・障がい福祉課 障がい庶務係 525-3748 【FAX】 533-5263
	<u>介護マーク</u> 介護をする方が周囲から誤解などを受けることがなく、安心して介護を行えるようにするため、介護中であることを周囲の方に知ってもらうためのマークです。トイレへの付き添い、診察時の付き添い等の際にご活用ください。 介護を必要とする高齢者や、障がい児・者、指定難病や小児慢性特定疾病により介護を必要とする方、その他介護を必要とする方の介護者へ配布します。(要介護者又は介護者で市内に住所を有している方が対象です) 介護マークは無料です。 長寿福祉課、障がい福祉課、保健所感染症・疾病対策課、こども家庭課、各支所・茂庭出張所でお申し込みください お問い合わせ・・・長寿福祉課 地域包括ケア推進室 529-5064 【FAX】 526-3678

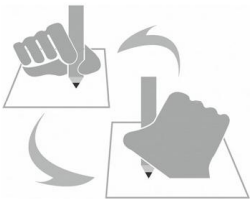


マーク	マークの説明
	<u>障がい者のための国際シンボルマーク</u> 国際リハビリテーション協会によって障がいのある方が容易に利用できる建物、施設であることを明確に示すシンボルマークとして採用されたものです。 車に表示する場合、道路交通法上の規制を免れるものではありませんのでご注意ください。 ※以下の協会にて郵便振替で販売中。詳しくはお問合せください。 <u>お問い合わせ・・・日本障害者リハビリテーション協会 03-5273-0601</u> <u>【FAX】 03-5273-1523</u>
	<u>身体障害者標識（標識の表示は努力義務）</u> 肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が、運転する車に表示するマークです。危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転手は、道路交通法の規定により罰せられます。 <u>お問い合わせ・・・福島県交通安全協会 591-5038</u>
	<u>聴覚障害者標識（標識の表示は努力義務）</u> 聴覚障がいであることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転手は、道路交通法の規定により罰せられます。 <u>お問い合わせ・・・福島県交通安全協会 591-5038</u>
	<u>盲人のための国際シンボルマーク</u> 世界盲人連合で 1984 年に制定された視覚障がいのある方のための世界共通のマーク。視覚障がいのある方の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。信号機や国際点字郵便物、書籍などで身近に見掛けるマークです。 <u>お問い合わせ・・・社会福祉法人日本盲人福祉委員会 03-5291-7885</u>
	<u>オストメイトマーク</u> 人工肛門・人工膀胱を使用している方（オストメイト）のための設備があることを表し、オストメイト対応トイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。 <u>お問い合わせ・・・公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団 03-3221-6673</u>



マーク	マークの説明
	<u>ハート・プラスマーク</u> 内部障がい（心臓、腎臓、呼吸器機能、ぼうこう・直腸、小腸、免疫機能）があることを示しています。内部障がいの方は外見から分かりにくいため、様々な誤解を受けることがあることから、自発的にマークを表示することで、周囲の理解や配慮を得られることを目的としています。 <u>お問い合わせ・・・特定非営利法人ハート・プラスの会 Email info@heartplus.org</u>
	<u>耳マーク</u> 聞こえが不自由なことを表すマークです。耳の不自由な方が、自分の耳が不自由であることを自己表現するために考えられました。耳の不自由な方と話すときは「はっきりと口元を見せて話す」「筆談をする」などの配慮をお願いします。 <u>お問い合わせ・・・一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会03-3225-5600</u>
	<u>ヒアリングループマーク</u> 「ヒアリングループマーク」は、補聴器や人工内耳に内蔵されているＴコイルを使って利用できる施設・機器であることを表示するマークです。 このマークを施設・機器に掲示することにより、補聴器・人工内耳装用者に補聴援助システムがあることを知らしめ、利用を促すものです。 <u>お問い合わせ・・・一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会TEL：03-3225-5600</u> <u>FAX：03-3354-0046</u>
	<u>「白杖SOSシグナル」普及啓発シンボルマーク</u> 白杖を頭上 50cm 程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障がいのある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。白杖によるSOSのシグナルを見かけたら、進んで声をかけ、困っていることなどを聞き、サポートをお願いします。※駅のホームや路上などで視覚に障がいのある方が危険に遭遇しそうな場合は、白杖によりSOSのシグナルを示していなくても、声をかけてサポートをお願いします。 <u>お問い合わせ・・・岐阜市福祉部福祉事務所障がい福祉課 TEL：058-214-2138</u> <u>FAX：058-265-7613</u>



マーク	マークの説明
	<u>ほじょ犬マーク</u> 身体障害者補助犬同伴の啓発のためのマークです。身体障害者補助犬とは、盲導犬・介助犬・聴導犬のことをいいます。「身体障害者補助犬法」が施行され、現在では公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設でも身体障害者補助犬が同伴できるようになりました。お店の入口などでこのマークを見かけたり、補助犬を連れている方を見かけた場合は、ご理解・ご協力をお願いします。 <u>お問い合わせ・・・厚生労働省自立支援振興室 03-5253-1111</u>
	<u>手話マーク</u> 耳が聞こえない人が手話でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、役所、公共及び民間施設・交通機関の窓口、店舗など、手話による対応ができるところが提示できます。耳が聞こえない人等がこのマークを提示した場合は「手話で対応をお願いします」の意味、窓口等が提示している場合は「手話で対応します」等の意味になります。 <u>お問い合わせ・・・一般財団法人 全日本ろうあ連盟 03-3268-8847</u> <u>【FAX】 03-3267-3445</u>
	<u>筆談マーク</u> 耳が聞こえない人、音声言語に障がいのある方、知的障がいのある方や外国人などが筆談でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、役所、公共及び民間施設・交通機関の窓口、店舗など、筆談による対応ができるところが提示できます。 耳が聞こえない人等がこのマークを提示した場合は「筆談で対応をお願いします」の意味、窓口等が提示している場合は「筆談で対応します」等の意味になります。 <u>お問い合わせ・・・一般財団法人 全日本ろうあ連盟 03-3268-8847</u> <u>【FAX】 03-3267-3445</u>

